

静岡県告示第367号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成31年4月12日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月12日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
富士裾野線	富士市今宮字丸峰1195番の124から 富士市今宮字丸峰1195番の122まで	平成31年4月12日